

公益信託 サントリー世界愛鳥基金 募集要項

平成18年度募集要項

1. 助成の目的

鳥類保護団体の鳥類保護活動に対して助成を行うことを通じて、地球環境保全に貢献することを目的とします。

2. 助成対象

助成金の支給対象となる団体は、自然環境の保全のため野生動植物の保護・繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人または任意団体としますが、各都道府県の鳥獣保護担当部署または環境省自然保護事務所より推薦を受けることができる程度の活動を期待するものです。

3. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象となる鳥類保護活動に直接必要とする費用とします。

4. 助成件数及び金額

数件の活動に対して、総額1,000万円(予定)の助成をします。

5. 応募方法

次の書類各1通を、当公益信託の代表受託者に提出して下さい。

- (1) 当公益信託所定の申請書
- (2) 申請者の概要の分かる資料(含む、寄付行為、規約、運営規則等)
- (3) 直近2期の事業報告書と収支決算書
- (4) 今年度事業計画書と収支予算書
- (5) 応募活動の収支計画
- (6) 助成活動の途中経過報告書

(平成17年度助成先で、継続助成の希望先のみ)

※申請書については、当社ホームページからダウンロードすることができます。

当社ホームページアドレス http://www.chuomitsui.co.jp/koueki/k_topm.html

6. 選考基準

- (1) 申請事業の重要性、緊急性の高いものを優先します。
- (2) 申請団体の事業遂行能力の評価を加味します。
- (3) 申請団体の過去の実績も参考とします。
- (4) 助成金の使用期間は原則として1年以内としますが、活動内容によっては、1年を越えるものも認めます。
- (5) 優れた活動に対しては、継続して助成を行なうことがあります。ただし、その場合でも期間3年を原則とします。

7. 応募締切日

平成17年10月14日(金) 消印有効 (下記代表受託者宛)

8. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会で選考のうえ採否を決定し、代表受託者より、平成18年1月中旬(予定)に書面にて通知します。

9. 贈呈式・報告会の開催・助成金の交付

- (1) 贈呈式・報告会を、4月中旬(予定)に、東京都内にて開催します。その際に、助成対象活動についての5分程度の報告をして頂きます。
- (2) 助成金は、贈呈式開催後、助成団体の銀行口座に振込みます。なお、助成活動の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還して頂きます。

10. 活動報告

助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書(領収書添付)を代表受託者宛助成団体から直接提出して頂きます。なお、様式については、任意といたします。

11. 応募書類提出先・問い合わせ先(当公益信託の代表受託者)

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1

中央三井信託銀行 本店法人営業第二部 公益信託課(担当:守随)

TEL 03-5232-8910 FAX 03-5232-8919

E-mail Yoshihiro_Shuzui@mitsuitrust-fg.co.jp

公益信託 サントリー世界愛鳥基金
地域愛鳥活動助成（新設）募集要項

平成18年度募集要項

1. 助成の目的

地域に根ざした鳥類保護活動に対して助成を行うことを通じて、地球環境保全に貢献することを目的とします。

2. 助成対象

助成金の支給対象は、鳥類の保護・観察活動を行なう小学校、中学校および高等学校のクラブ・委員会や子供エコクラブ、又は自治会やボランティア団体等地域のグループとします。（学校による応募はできませんので、ご注意ください。）

以下のようなグループの応募を期待しています。

- (1) 過去に愛鳥活動を行ない、今後も活動の継続を見込めるグループ
- (2) 地域や学校などをフィールドとしているグループ
- (3) 生徒や子供の教育学習的要素を有するグループ

3. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象となる鳥類保護・観察活動に伴う諸費用とします。
（複数年にまたがる一連の活動であっても、当基金の助成は原則1年毎とします。
2年目以降にも助成を希望する場合は、再申請が必要です。）

4. 助成件数及び金額

1件当たり20万円以内
本年度は、10件程度、総額200万円の助成を行います。

5. 応募方法

当公益信託所定の申請書1通を、当公益信託の代表受託者に提出して下さい。
なお、申請書は、当社ホームページよりダウンロードすることができます。
当社ホームページアドレス http://www.chuomitsui.co.jp/koueki/k_topm.html

6. 応募締切日

平成17年10月31日(月) 消印有効（下記代表受託者宛）

7. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会で選考のうえ採否を決定し、代表受託者より、平成18年1月中旬（予定）に書面にて通知します。

8. 助成金の交付

助成金は、4月中旬（予定）以降、助成グループの銀行口座に振込みます。
なお、助成活動の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還して頂きます。

9. 活動報告

- (1) 助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書（領収書添付）を代表受託者宛助成グループから直接提出して頂きます。なお、様式については、任意といたしますが、活動の状況が分かる写真を必ず添付して下さい。
- (2) ご提出いただいた活動報告書は、運営委員会の他、一般に公表させていただくことがあります。

10. 応募書類提出先・問い合わせ先（当公益信託の代表受託者）

〒105-8574

東京都港区芝3-33-1

中央三井信託銀行 本店法人営業第二部 公益信託課（担当：守随）

TEL 03-5232-8910

FAX 03-5232-8919

E-mail Yoshihiro_Shuzui@mitsuitrust-fg.co.jp